

昭和二十四年五月十八日提出  
質問 第二八号

日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年五月十八日

提出者 高田富之

衆議院議長 幣原喜重郎殿

日本精工株式会社とチャールズ・エイ・クーン商会との仮協定に関する質問主意書

本年二月二十三日、日本精工株式会社はアメリカのチャールズ・エイ・クーン商会と仮協定を結び、クーン商会よりの機械類の供給と、クーン商会に対する販賣権の供與につき協定している。その協定の第二項には、

甲(日本精工)は、その製品全部の全世界にわたる独占販賣権を次の場合を除き、乙(クーン商会)に與えることを協定する。

(イ) 日本、濠洲、印度、中國及び朝鮮を除く。但し、これらの諸國が將來全世界独占販賣権に包含されることがありうること、及び乙が日本以外の前記諸國で甲の製品の營業に従事することを妨げない。

(ロ) 略

とあるが、これに関し、

(一) かくのごとき協定は独禁法違反ではないか。

(二) 会社側は本協定を有効なりとして、すでに販賣権を相手方に供與したかに聞くが、これは違法ではないか。

右質問する。